

実質化された仙台市地域農業基盤強化プラン(人・農地プラン)

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	当初作成年月日	直近の更新年月日
仙台市	六郷	H25.3 (実質化R元.9)	R6.8（17回目）

1. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	955.5ha
② アンケート調査等に回答した地区内の耕作者の耕作面積の合計	644.8ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	48.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	32.7ha
④ 地区内において今後中心経営体が引受ける意向のある耕作面積の合計	189.1ha
備考（アンケート等で把握した地区の現状）	
・ 中間管理機構の活用意向（担い手）：約6割	
・ 中間管理機構の活用意向（出し手）：約4割	
・ 基盤整備の実施意向：なし	
・ 地域の特産としたい作物：レタス、ちぢみ雪菜、ほうれん草、枝豆、ねぎ	
・ 有害鳥獣防止対策：なし	

2. 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を上回っているが、河川敷農地は新たな引き受け手が必要。
①野菜中心の担い手は、水稻の規模拡大を望まない人がいるが、野菜中心の若い担い手に田が集まる傾向があるため、担い手の野菜の生産管理に支障が出ることが懸念されている。
②担い手の農地が他地区に分散している場合があり、効率が悪い。
③河川敷は数年に一度は水を被るため、引き受ける人はおらず、水の流れて農地が削られたり、土質が変わったりする。
④ほ場整備で組田となったが、小規模農家は交換する農地がないため、組田での耕作を強いられている場合がある。
⑤ほ場整備済地域内の組田で地権者が複数いる場合、地権者ごとに賃貸借契約の種類が異なっていることが多く、地権者との契約者と耕作者が違う場合もあり、賃借料の支払いが煩雑となっている。
⑥冬場の雪菜やほうれん草等の葉物類の鳥獣の被害が多くなっている。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

複数戸の農家が構成員となっている法人に集積する他、認定農業者等中心経営体に集積する。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、田82筆11.7 ha、畑73筆4.3haとなっている。

中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

5. 地域課題に対する対応方針

①野菜中心の若い担い手に田が集まる傾向があるため、担い手の野菜経営に支障が出るのが懸念されている。

地域内で水稻で規模拡大を希望する担い手を明確にし、その担い手に集積を図る。

②担い手の農地が他地区に分散している場合があり、効率が悪い。

地区内の農地は地区の担い手が耕作するよう、地域間で農地を交換する仕組みを検討する。

③河川敷は数年に一度は水を被るため、引き受ける人はいない。

市街地近郊の立地条件を生かしてレクリエーション農園（貸農園）等への誘導を図る。

④小規模農家は、組田での耕作を強いられている場合がある。

小規模農家でも規模拡大を希望する農家を明確にし、地域内で利用調整を行う仕組みを検討する。

⑤地権者ごとに賃貸借契約の種類が異なっていたり、地権者との契約者と耕作者が違う場合がある。

中間管理事業等の事業説明をしっかりと行い、地域の農地のあり方について理解を求める。農地の出し手はできるだけ中間管理事業を利用し、担い手は実状にあった契約の推進を図る。

⑥冬場の葉物類等の鳥獣の被害が多くなっている。

個々に対策を講じるとともに、鳥獣の住処や隠れ場所となる耕作放棄地の発生を防止する。